

第 9 7 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 2 月 17 日 (水) 18:00～21:00
場 所 西宮市大学交流センター 講義室 1
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、村岡、長峯、岡田、佐々木、谷田、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、志茂、吉栖、前田、伊藤、平塚
(コンサルタント) 富士川、牧、釜谷

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) に対する論点の整理について

第 57 回流域委員会の審議内容、論点整理に向けた当面のスケジュールについて協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 57 回流域委員会の審議内容

- ① 整備計画 (原案) に係る継続検討項目である「既存利水施設の治水活用についての検討状況」について、県から説明し質疑・応答を行う。
- ② 整備計画 (原案) 等に関する補足説明として、整備計画等とフォローアップ委員会との関係、及び、委員からの意見書にある質問事項の回答について、県から説明する。

(2) 意見書の審議方法

- ① 県は、整備計画 (原案) 等に対して提出された意見書の内容を「意見」と「質問事項」に分類し、以下の 7 つの項目でそれぞれ分類した整理表 (第 97 回運営委員会資料 2-2) を第 57 回流域委員会に提示する。

分 類	
1	整備計画 (原案) と総合治水推進計画 (県原案) の位置づけに関すること
2	整備目標に関すること
3	流量配分等に関すること
4	減災対策に関すること
5	環境対策に関すること
6	推進体制に関すること
7	その他

- ② 流域委員会での審議を円滑に進めるため、整理表の「質問事項」についてまず県から文書で回答し、その後に論点を明確にしたうえで、「意見」について項目別に審議を行う。質問事項はできる限り第 57 回流域委員会で回答し、残りは第 58 回以降の流域委員会で回答する。質問事項の回答に対する再質問は、第 58 回以降の流域委員会でを行う。
- ③ 各委員の意見書の趣旨は整理表で確認できるため、各委員による口頭説明は行わない。各委員は、県から質問事項の回答がひと通り終了した後で必要に応じて補足説明する。
- ④ 第 57 回流域委員会後に提出された意見書は整理上、第 57 回流域委員会に提示する整理表とは区別して作成する。

(3) 流域委員会に向けた意見書等の提出

- ① 第 57 回流域委員会に向けて、追加の意見書 (質問含む) がある場合の提出期限は、2 月 25 日 (木) とし、期限までに提出された意見を、県は整理表に追加し第 57 回流域委員会に提示する。
また、委員は本運営委員会で提示された整理表 (資料 2-2) の分類について、異議がある場合は、県に連絡し訂正を要請する。
- ② 第 58 回流域委員会に向けた意見書の提出期限は、第 57 回流域委員会の質疑を踏まえ、3 月 11 日 (木) とし、県は期限までに提出された意見を整理したうえで、3 月 18 日 (木) 開催の第 98 回運営委員会に提示する。

2 第 60 回流域委員会以降の日程調整

第 60 回流域委員会（5 月 10 日（月）開催）以降の審議継続も想定し、事務局は、5 月中旬～7 月上旬の流域委員会等の開催日程について各委員と調整して候補日を設定し、第 98 回運営委員会（3 月 18 日（木）開催）で協議する。

◆ 第 9 7 回運営委員会配付資料

（武庫川水系河川整備計画（原案）の審議の進め方について）

資料 1 第 57 回武庫川流域委員会次第（案）

（委員からの意見書）

資料 2-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する意見書

資料 2-2 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見の整理表

（アンケート）

資料 3 第 56 回 武庫川流域委員会アンケート

（参考資料）

1 第 96 回運営委員会協議状況

2 下流部築堤区間の水位縦断図